

高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金及び
高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金及び高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付の目的及び給付事業)

第2条 県は、医療施設等（以下「給付対象事業者」という）が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で次の各号に掲げる事業による給付金を交付する。

(1) 高知県医療従事者処遇改善等支援事業

本事業は、給付対象事業者における従事者の処遇改善及び経営の改善に向けて、物価を上回る賃上げを実現するとともに、診療等に必要な経費に係る物価上昇への対応を図るため、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱（令和8年2月26日医政発0226第11号、医薬発0226第2号厚生労働省医政局長・医薬局長連名通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、次のア及びイに掲げる事業による給付金を交付することにより、地域医療提供体制を確保することを目的とする。

ア 賃上げ支援事業

本事業は、給付対象事業者の従事者の処遇の改善につなげるため、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、薬局及び訪問看護ステーション（いずれも健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。）に対して賃上げに必要な経費として給付金を交付し、経営の改善につなげ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

イ 物価支援事業

本事業は、給付対象事業者が令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び薬局（いずれも健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。）に対して診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するための給付金を交付し、経営の改善につなげ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

(2) 高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業

本事業は、光熱費や食材料費等の物価高騰に対し、国が定める公定価格により経営している給付対象事業者では、物価高騰の影響を価格に転嫁することができず、運営経費の負担が増大していることから、サービスの安定的な提供を継続できるよう、光熱費や食材料費等高騰分の経費の一部を支援することを目的とする。

(給付対象事業者及び給付基準額)

第3条 給付金の給付対象事業者及び給付基準額は、別表第1-1及び別表第1-2に定めるとおりとする。

(給付対象経費等)

第4条 「高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金」の給付対象経費等は、国の実施要綱に基づき、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 賃上げ支援事業については、次のアからウのいずれかに該当する経費とする。

ア 令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員に係る賃金表や給与規程等の変更により賃金水準や基本給の底上げを実施する部分に充てることができるものとする。なお、令和8年6月1日以降も賃金改善の水準を維持又は拡大すること。

イ 賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を令和8年3月までの間に対象職員に支給し、支給した一時金又は特別手当に相当する水準の賃金改善を令和8年4月から5月に実施する部分に充てることができるものとする。なお、令和8年6月1日以降も賃金改善の水準を維持又は拡大すること。

ウ 令和7年度の対象職員の賃金改善について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てることができるものとする。

(2) 物価支援事業については、診療等に必要な経費に充てることができるものとする。

2 「高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金」の給付対象経費等は、光熱費及び食材料費とする。

(給付金の交付の申請等)

第5条 規則第3条第1項の給付金申請書兼実績報告書及び関係書類は、別記第1号様式とする。

(交付の決定の通知)

- 第6条 知事は、規則第3条及び前条の規定による申請が適当であると認めるときは、給付金の交付を決定し、通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。
- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、給付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて給付金の交付を決定することができる。
 - 3 前項の交付の決定は、給付金の額の確定を兼ねるものとする。

(給付の条件)

- 第7条 給付金の交付の目的を達成するため、給付対象事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 給付金を交付の目的以外の用途に使用してはならないこと。
 - (2) 給付事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
 - (3) 給付対象事業が予定の期間に完了しない場合又は給付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
 - (4) 給付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を給付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (5) 給付事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (6) 給付対象事業者は、納期限の到来した県税について滞納がないこと。
 - (7) 定期昇給、診療報酬及び他の補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。

(給付決定の取消し及び給付金の返還)

- 第8条 知事は、給付対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に給付金が交付されているときには、知事はその全部又は一部の返還を求めることができる。給付対象事業者は知事からの請求に応じ給付金を返還しなければならない。
- (1) 別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。
 - (2) 前条の条件に違反したとき。

(3) 給付金の交付を受けた後に給付対象事業者等の要件に該当しないことが明らかとなったとき。

(4) その他不正な手段により給付金の交付を受けたことが明らかとなったとき。

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の提出は、第5条の規定による給付申請書兼実績報告書の提出によりなされたものとみなす。

(情報の開示)

第10条 給付事業又は給付対象事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(グリーン購入)

第11条 給付対象事業者は、給付事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第12条 給付対象事業者は、給付事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(立入調査)

第13条 知事は、給付金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、給付金の給付決定を受けた給付対象事業者に対して、報告させ、又は、本県職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月28日から施行する。